

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年8月12日 16時40分ごろ
発生場所	千葉県いすみ市夷隅川河口付近 太東埼灯台から真方位191° 1,500m付近 (概位 北緯35° 17.7′ 東経140° 24.6′)
事故の概要	水上オートバイMarinは、遊走中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和5年8月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ Marin、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	230-57100千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船体前部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2～3m、潮汐 下げ潮の初期、海水温度 約27℃ いすみ市には、令和5年8月7日04時08分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を後部座席に乗せ、夷隅川の江東橋上流側にあるマリーナから下流に向けて遊走中、船長が、ふだんより河口付近の波が高いものの、河口付近を通過する仲間の水上オートバイを見て、減速すれば安全に航行できると思い、低速力で河口付近を航行していた。</p> <p>船長は、船首方から波高約2～3mの波を受けて船首が持ち上がり、同乗者と共に体勢を崩して船尾側に落水した。</p> <p>船長は、河口の中央付近で、また、同乗者は、河口北側の消波ブロックに流れ着いたところで、他の水上オートバイにそれぞれ救助されてマリーナに運ばれた。</p> <p>船長は、本船から滑り落ちたときに両足を船体に擦り、両足に切創等を負った。</p> <p>本船は、仲間の水上オートバイにえい航された。</p> <p>船長は、本事故当日、マリーナの職員から河口付近の波が高いので、河口付近より沖に行かないように注意を受けていた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>千葉県の夷隅川水域利用調整会議が策定した「夷隅川下流水域利用ルール」においては、河口付近では、三角波が発生するので、滞留せずに速やかに航行するよう記載されている。</p>

<b>分析</b>	<p>本船は、波浪注意報が発表された状況下、夷隅川で遊走中、船長が、ふだんより河口付近の波が高いものの、減速すれば安全に航行できると思い、河口付近を航行したことから、船首方から波高約2～3mの波を受けて船首部が持ち上がり、船長及び同乗者が船尾側に滑り落ち、船長が両足を船体に擦って負傷したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、波浪注意報が発表された状況下、本船が夷隅川で遊走中、船長が、ふだんより河口の波が高いものの、減速すれば航行できると思い、河口付近を航行したため、船首方から波高約2～3mの波を受けて船首部が持ち上がり、船長及び同乗者が船尾側に滑り落ち、船長が両足を船体に擦ったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイの船長は、波浪注意報が発表された状況下、河口付近では高い波が立ちやすいので接近しないこと。</li> </ul>